

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針 新旧対照条文(案)

(傍線の部分は変更部分)

変 更 案	現 行
<p>地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義</p> <p>2 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標</p> <p>(1) 住民、来訪者の移動手段の確保</p> <p>(2) 地域社会全体の価値向上</p> <p>(3) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等</p> <p>二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>1 地域公共交通網形成計画の記載事項</p> <p>(1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針</p> <p>(2) 形成計画の区域</p> <p>(3) 形成計画の目標</p> <p>(4) 形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p>	<p>(新設)</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針</p>

-
- (5) 形成計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 形成計画の期間
 - 2 | 都市計画等との調和
 - 3 | 協議会
 - (1) | 協議会の構成員
 - (2) | 留意事項
 - 三 | 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項
 - 1 | 地域公共交通特定事業について
 - (1) | 実施計画の認定
 - (2) | 軌道運送高度化事業に関する留意事項
 - (3) | 道路運送高度化事業に関する留意事項
 - (4) | 海上運送高度化事業に関する留意事項
 - (5) | 鉄道事業再構築事業に関する留意事項
 - (6) | 鉄道再生事業に関する留意事項
 - (7) | 地域公共交通再編事業に関する留意事項
 - 2 | その他留意事項
 - 四 | 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
 - 五 | 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
 - 六 | その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項
 - 1 | 関係者の役割
 - (1) | 国の役割
 - (2) | 都道府県の役割
 - (3) | 市町村の役割
 - (4) | 公共交通事業者の役割
-

(5) 住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割
2) 関連する施策との連携

我が国では従来、公共交通網の形成は、民間事業者の能力を活用して、利用者のニーズを前提として、それに対応するよう輸送サービスを提供するという形で進められてきたところである。

しかしながら、今後見込まれる人口の急激な減少に伴い、特に地方部においては、民間事業者による独立採算ベースでの輸送サービスの提供が不可能となる地域が増加するおそれがある。

他方、高齢化の進展に伴い、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域においては、自治体をはじめとして交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって交通網を形成することが不可欠となっている。

さらに、地方の中小の都市部など、民間事業者による輸送サービスの提供が可能なエリアにおいても、都市機能や居住の誘導といったまちづくり施策、さらには交流人口を増加させるための観光施策などと十分に連携して交通施策を進めることにより、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進していくことが求められている。

このような状況の下、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念を踏まえつつ、地域の経済社会的活動の基盤である地域公共交通網を確保することが喫緊の課題である。

本方針は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第一項に基づき、地域のニーズや課題に最も精通した地方自らによる地域公共交通のあり方についての主体的な検討と、それに基づく持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するための

地域公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割は非常に大きなものである。

しかしながら、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にあり、それを取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

本方針は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第一項に基づき、地域のニーズや課題に最も精通した地方自らによる地域公共交通のあり方についての主体的な検討と、それに基づく具体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進す

基本的な方針として定めるものである。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

1 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義

急速な少子高齢化・人口減少時代の到来や移動手段に関する国民の嗜好の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。地方都市や過疎地域などにおいては、鉄道・軌道・バス事業者といった公共交通事業者が不採算路線から撤退することにより交通空白地帯が出現するなど、住民の移動手段の確保が切実な課題となっている。また、離島航路については、離島の少子高齢化・人口減少による地域の活力の低下により輸送人員が低下しており、その維持・改善が問題となっている。

一方で、急速な少子高齢化・人口減少社会において、都市の再生や地域の活力の向上及び持続的発展を実現するためには、近年求められているコンパクトなまちづくりとともに、拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網の充実が必要不可欠であり、併せてバスや軌道の速達性・定時性の確保や、ラッシュ時の車内混雑の緩和による快適性の向上等、運送サービスの質の向上を図ることが重要である。また、便利で利用しやすい公共交通の整備は、地域の交流拡大・観光振興の基盤として重要であり、さらに、公共交通それ自体が観光資源として観光地等の魅力を増す役割を果たし得る。さらに、公共交通は家用自動車に比べて一人一キロメートル当たりの二酸化炭素排出量が少ないことから、地球温暖化対策の観点からも一層大きな役

るための基本的な方針として定めるものである。

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

1 地域公共交通の活性化及び再生の意義

急速な少子高齢化・人口減少時代の到来や移動手段に関する国民の嗜好の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。地方都市や過疎地域などにおいては、鉄道・軌道・バス事業者といった公共交通事業者が不採算路線から撤退することにより交通空白地帯が出現するなど、住民の移動手段の確保が切実な課題となっている。また、都市部においても、バスの速達性・定時性の低下や、ラッシュ時の車内混雑による快適性の低下等、運送サービスの質が低下している。さらに、離島航路については、離島の少子高齢化・人口減少による地域の活力の低下により輸送人員が低下しており、その維持・改善が問題となっている。

一方で、近年の少子高齢化・人口減少の進展に対する対応や住民の自立した日常生活及び社会生活の確保が重要となっており、近年求められている集約型のまちづくりの実現のためにも、良質な公共交通を確保することは極めて重要な課題となっている。また、地域の交流拡大・観光振興の基盤として公共交通の整備が必要であり、便利で利用しやすい公共交通は観光地等の魅力増大に資するものである。さらに、公共交通は家用自動車に比べて一人一キロメートル当たりの二酸化炭素排出量が少ないことから、地球温暖化対策の観点からも一層大きな役割を期待されている。

割を期待されている。

こうした地域公共交通に対する社会的要請に的確に応えるためには、ともすれば民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図ることが重要である。

2 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標

地域公共交通の活性化及び再生に関する地域のニーズや課題は多種多様であり、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが重要である。このため、具体的には、次の目標を追求すべきである。

(1) 住民、来訪者の移動手段の確保

地域公共交通のあるべき姿を検討するには、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である。その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立つてそのあり方を検討する必要があるが、家用自動車による移動に比べて遜色のないシームレスな運送サービスを確保するとの観点から、また、ハードとソフトの両面から、必要な施策を総合的かつ一体的に展開する必要がある。

地域によっては、公共交通事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地帯が出現するなどの問題が生じており、運転のできない学生・生徒、高齢者、障害者、妊産婦等の移動手段の確保が重要である。また、離島航路については、離島の住民の日常生活を直接

このように地域公共交通の活性化及び再生は、市町村、公共交通事業者、住民、公共交通の利用者その他の地域の関係者（以下「地域の関係者」という。）が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。

2 地域公共交通の活性化及び再生の目標

地域公共交通の活性化及び再生に関する地域のニーズや課題は多種多様であり、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが重要である。このため、具体的には、次の目標を追求すべきである。

(1) 住民、来訪者の移動手段の確保

地域公共交通のあるべき姿を検討するには、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である。その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立つてそのあり方を検討する必要があるが、家用自動車による移動に比べて遜色のないドア・ツー・ドアのシームレスな運送サービスを確保するとの観点から、また、ハードとソフトの両面から、必要な施策を総合的かつ一体的に展開する必要がある。

地域によっては、公共交通事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地帯が出現するなどの問題が生じており、高齢者・障害者や通学者など、家用自動車での移動が困難な住民や来訪者等の移動手段の確保が重要である。また、離島航路については、離島の

支える移動手段であり、生活物資の輸送手段であることから、その維持・改善は重要である。

加えて、地域社会の活力の維持・向上の観点からは、住民の通勤、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、地域公共交通の維持・改善により文化活動やコミュニティ活動、「遊び」のための活動、その他様々な活動のための外出を容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要である。

地域においては、住民、来訪者の移動手段を確保するため様々な取組が行われており、コミュニティバス・乗合タクシー、市町村やNPOによる自家用有償旅客運送、地域公共交通会議の設置等はその一例である。さらに、住民、来訪者のニーズにきめ細かに対応していくため、タクシーの活用や路線バス等を通学時にスクールバスとして活用することなど多様な取組を進めていくべきである。

このような取組に関しては、単に廃止路線をコミュニティバスで代替するだけのような個別・局所的な対応ではなく、地域の実情や住民、来訪者のニーズを十分に把握した上で、地域の関係者の間で持続可能な地域公共交通網の形成の観点から検討、調整が行われることが必要である。

(2) 地域社会全体の価値向上

地域公共交通の活性化及び再生は、交通分野の課題の解決にとどまらず、将来の都市構造の構築に向けた中長期的なまちづくりにおいても、また、より短期的なまちづくりにおいても重要なものである。さらには、観光振興や健康、福祉、環境など様々な分野で大きな効果をもたらすものである。地域公共交通を地域社会全体の価値向上のための手段としてとらえ、その活性化及び再生を通じて、地域社会全体の価値向上を実現することが重要である。具体的には、地域の実情に応じ次の目標を追求することが考えられる。

住民の日常生活を直接支える移動手段であり、生活物資の輸送手段であることから、その維持・改善は重要である。

地域においては、住民、来訪者の移動手段を確保するため様々な取組が行われており、平成十八年には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）が改正され、コミュニティバス・乗合タクシー等の普及促進、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化、地域公共交通会議の設置が図られている。さらに、住民、来訪者のニーズにきめ細かに対応していくため、タクシーの活用や路線バス等を通学時にスクールバスとして活用することなど多様な取組を進めていくべきである。

このような取組に関しては、地域の実情や住民、来訪者のニーズを十分に把握した上で、地域の関係者の間で地域総合的な検討、調整が行われることが必要である。

(2) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供

① コンパクトなまちづくりの実現

今後本格化する人口減少社会において都市の再生を図るためには、コンパクトなまちづくりの実現により市街地の拡散に伴う低密度化を抑制し、人口密度の維持を図ることが重要である。その実効性を担保するため、諸機能が集約した拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網を再構築し、利用者のニーズに合致した輸送サービスを提供することが重要である。

② まちのにぎわいの創出や健康増進

まちのにぎわいの創出、歩いて暮らせるまちづくりによる健康増進といった観点から、地域公共交通による移動の利便性を向上させ、公共交通と家用自動車の適切な役割分担を目指すことが重要である。

③ 観光振興施策との連携による人の交流の活発化

便利で利用しやすい公共交通は観光地等の魅力増大に資するとともに、車両や運送サービス自体が観光資源となる場合もあるため、国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流を活発化させ、地域活力の増進を図る際には、地域公共交通の充実により、観光旅客等の来訪者の移動の利便性や回遊性を向上させることが重要である。また、観光交流の促進による利用増加は、地域公共交通を持続可能なものとする上で重要な要素である。このように、地域公共交通と観光は相互に補完的な関係にあることから、公共交通施策と観光振興施策が連携することが重要である。

観光立国推進基本計画（平成二十四年三月三十日閣議決定）に

においても、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備、観光旅行の促進のための環境整備の観点から、地域公共交通の活性化及び再生が求められているところである。

(3) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等

① 安全・安心な運送サービスの提供

公共交通においては、事故や危険のない安全・安心な運送サービスの維持が必要不可欠である。

② シームレスな運送サービスの提供

公共交通については、家用自動車による移動に比べて遜色のないドア・ツー・ドアの運送サービスといった観点で考える必要があるが、この場合、複数の公共交通の乗継利便の向上が重要であり、鉄道の駅前、バスターミナル又は旅客船ターミナルにおける鉄道、バス、旅客船等の物理的な近接、ダイヤの連携、ICカードを活用した乗継運賃の設定等といった公共交通同士の連携やパークアンドライド等の推進がより求められる。

こうした連携については、市町村等の、公共交通事業者以外も含めた多様な主体による取組が重要である。

③ 定時性の確保、速達性の向上

バス等の公共交通の走行環境の改善や輸送力の向上、いわゆるLRT（ライト・レール・トランジット）やBRT（バス・ラピッド・トランジット）等の導入、高速船等の導入等による、公共交通の定時性の確保、速達性の向上が求められる。

④ 乗りたくなるサービスの提供

車両や船舶のデザイン等のイメージ、振動の抑制等による快適な乗り心地や優れた居住空間の確保といった快適性の確保、地域のニーズに合わせたルート設定やきめ細かな運賃・料金設定等における工夫等による魅力的な運送サービスの提供が求められる。

(3) その他

(1)・(2)を効果的かつ着実に実現するためには、安全・安心で質の高い運送サービスの提供等を確保することが基本となる。具体的には、次の目標を追求することが重要である。

① 安全・安心な運送サービスの提供

公共交通においては、事故や危険のない安全・安心な運送サービスの維持が必要不可欠である。そのために、持続可能で安全・安心な運送サービスを提供できる健全な事業体制を確保するとともに、こうしたサービスを最前線で担う運転者等の人材不足の改善を図っていくことが重要である。

② シームレスな運送サービスの提供

公共交通については、家用自動車による移動に比べて遜色のないシームレスな運送サービスといった観点で考える必要があるが、この場合、複数の公共交通の乗継利便の向上が重要であり、鉄道、軌道、バス、旅客船等の物理的な近接をはじめとする快適な乗換拠点の整備、ダイヤの連携、ICカードを活用した乗継運賃の設定等といった公共交通同士の連携やパークアンドライド等の推進がより求められる。

こうした連携については、市町村等の、公共交通事業者以外も含めた多様な主体による取組が重要である。

③ 定時性の確保、速達性の向上

バス、軌道等の公共交通の走行環境の改善や輸送力の向上、いわゆるLRT（ライト・レール・トランジット）やBRT（バス・ラピッド・トランジット）等の導入、高速船等の導入等による公共交通の定時性の確保、速達性の向上が求められる。

④ 乗りたくなるサービスの提供

車両や船舶のデザイン等のイメージ、振動の抑制等による快適な乗り心地や優れた居住空間の確保といった快適性の確保、地

その他、(1)、(2)の実現等を通じて地域の実情に応じた目標もあわせて追求することが望ましい。

① まちづくりとの連携

公共交通は、中心市街地周辺等において、病院や学校、市役所等の公共施設や商業施設等の多様な都市機能のコンパクトな集積に寄与し、これらの施設間やその他の地域を有機的に連携するための「都市の装置」として重要である。

② 観光振興等との連携

地域の交流拡大・観光振興の基盤として、公共交通の整備が必要である。また、観光交流の促進による利用増加は公共交通を支える重要な要素であり、また、便利で利用しやすい公共交通は観光等の魅力増大に資するとともに、車両や運送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、公共交通施策と観光振興施策が連携することが重要である。

観光立国推進基本計画（平成十九年六月二十九日閣議決定）においても、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備、観光旅行の促進のための環境整備の観点から、地域公共交通の活性化及び再生が求められているところである。

域のニーズに合わせたルート設定やきめ細かな運賃・料金設定等における工夫等による魅力的な運送サービスの提供が求められる。

⑤ 地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応

第四次環境基本計画（平成二十四年四月二十七日閣議決定）においては、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を目指すべきとされている。このうち「低炭素社会」の構築に当たっては、公共交通は、家用自動車と比べて二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷が小さいことから、家用自動車への過度な依存を見直し、公共交通と家用自動車との適切な役割分担によって環境負荷の低減を図るためにも公共交通の利用促進を図ることが重要である。

二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項

1 地域公共交通網形成計画の記載事項

(1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針

地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定めることとする。地域公共交通に関するニーズや課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、地域の真のニーズやその地域の抱える問題を精査した上で検討を行う必要がある。検討に当たっては、持続可能な地域公共交通網の形成を図る観点から、特に次の点に留意することが重要である。

① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

③ 地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応

地球温暖化など地球環境全体の持続性に関わる問題などへの取組が一層緊急性を増しており、我が国においても、京都議定書の温室効果ガスの六パーセントの削減約束を確実に達成するとともに、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、京都議定書目標達成計画（平成十七年四月二十八日閣議決定）を策定し、運輸部門においても必要な措置を定めたところである。公共交通は、家用自動車と比べて二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷が小さいことから、家用自動車への過度な依存を見直し、公共交通と家用自動車との適切な役割分担を行い環境負荷の低減を図るためにも公共交通の利用促進を図ることが重要である。

二 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

地域公共交通に関するニーズや課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、地域の実情に精通した市町村が、地域の真のニーズやその地域の抱える問題を精査した上で、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を作成することが重要である。

その際、中長期的なスパンを見据えた構想との整合を図った住民の移動ニーズ等を踏まえ、鉄道、軌道、バス、旅客船といった個別の輸送形態ごとの観点だけでなく、輸送形態間の連携・横断的な観点、また、パークアンドライド等家用自動車による移動等との連携や交

まちづくり、観光振興等の地域戦略と一体で地域公共交通を考
えることにより、人々が集う拠点や観光スポットにおける公共交
通の利便性を高め、地域公共交通のサービスの充実と利用者の増
加とを一体で実現することが必要である。

都市の再生のためには、医療、福祉等の都市機能の集積と公共
交通沿線への居住の誘導によるコンパクトなまちづくりを進める
必要がある。その実現のためには、地域の実情に応じ、都市機能
へのアクセスを確保するための幹線交通の形成とサービスの充実
、中心部における循環型の公共交通網の形成、幹線交通と連絡し
た支線交通の形成と交通結節点の整備による乗継円滑化、コミュ
ニティバスやデマンド型乗合タクシーなど多様な交通サービスの
導入と有機的な組合せなどの公共交通の再編を一体的に展開して
いくことが不可欠である。

歩行者、自転車及び公共交通優先のまちづくりを図る上では、
歩行空間や自転車利用環境の整備、バスや軌道の乗換拠点等の交
通結節点の整備、トランジットモール等の導入、パークアンドラ
イドの推進、駐車場の配置等も併せて検討することが考えられる。

各種施策の具体化に当たっても、駅を中心とした交通結節点の
整備など短期的に実施できるものから、さらには、中長期をかけ
て実現するまちづくりまで、各段階でまちづくりと交通を一体的
に推進することが重要である。

② 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成

地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、交通
機関相互の連携を十分に図るとともに、公共交通網の効率性を向
上させることが必要である。特に、公的支援のあるサービスは公
的支援のないサービスを補完するものとして位置付け、両者の重

通基盤の整備等ハード面の観点も含め、通勤、通学、買物、通院とい
った住民の日常生活や来訪者の移動を支える地域公共交通のあり方
について検討を行う必要がある。また、まちづくりの観点、観光振興の
観点、低炭素社会づくりを見据えた公共交通の活用による温室効果ガ
スの排出削減など環境負荷の低減の観点等からの検討を行うことが適
当である。

このため、連携計画の作成に当たっては、公共交通事業者といった
サービスの提供者側だけでなく、サービスの需要者側である地域の住
民、学校、企業等の関係者が、自らの移動手段を確保するとの目的意
識を持って、参画することが重要である。

また、連携計画がより実効性のあるものとなるよう、地域の実情に
関する適切な現状分析に基づき、地域公共交通に関するニーズや課題
を可能な限り具体的かつ的確に把握する必要がある。その上で、当該
地域における公共交通の位置付けや果たすべき役割を明らかにし、さ
らに、その活性化及び再生を通じた今後の地域のあるべき姿を明確に
することが求められる。

複をできる限り避けるとともに、民間活力を最大限活用することに留意する必要がある。

③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

人口密度や自然条件等の地域特性に応じて、鉄軌道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー、自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉バス、旅客船、海上タクシーなど多様な交通手段を有機的に組み合わせ、身の丈に合った新たな地域公共交通網の形成を図ることが重要である。その際、自家用自動車、自転車や徒歩との接続を考慮するとともに、必要に応じ、LRT・BRTなどの新たな交通システムの整備、超小型モビリティの活用等も視野に入れるべきである。

④ 住民の協力を含む関係者の連携

地域公共交通は、住民の買い物や通院など、日常生活に当たつての移動手段であるだけでなく、コミュニティの形成に当たつて不可欠な地域の共有財産としての役割も有している。地域公共交通に利用者たる住民のニーズを的確に反映させるだけでなく、住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行うことが、地域公共交通の持続可能性の確保の観点からも必要である。

(2) 形成計画の区域

当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、個別・局所的なものにならないよう留意すべきである。人口減少が進む中で、可能な限り財政支出を抑えつつ住民の利便を維持していくためには、各市町村が単独で全ての都市機能を担うことには限界があり、生活圏を形成する複数の市町村が連携して都市機能の確保に取り組んでいくことが重要になる。このため、地域公共交通網形成計画（以下「形成

(新設)

計画」という。)の区域の検討に当たっては、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して、当該地域にとつて最適な公共交通網の形成を図るよう取り組むことが重要である。

一方、合併により広大な面積を有する市町村及び離島を含む市町村をはじめとして、市町村の行政区域中に複数の交通圏が存在する場合も想定され、このような場合には、単独で又は当該交通圏を構成する他の地方公共団体と共同して、複数の形成計画を作成することができる。

加えて、広域的な形成計画が作成された場合において、当該形成計画の区域と一部区域が重複する交通圏が存在する場合は、当該交通圏について別の形成計画を作成することができる。ただし、この場合には、両形成計画の整合性を確保することが必要不可欠である。

(3) 形成計画の目標

(1)の基本的な方針に即して、目標を設定することとする。目標の設定の際には、地域の関係者が共通認識を持つて取組を推進することができるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する必要がある。それぞれの地域の公共交通サービスが現状においてどのレベルにあるかをできる限り客観的に認識した上で、地域が自らの目指す方向性を可能な限り具体的な数値目標として明示することが重要である。

その際、公共交通利用者数の増加や採算性の向上といった公共交通の利用状況に関する目標は、その達成自体が地域の将来像の実現に直結するものではない点に留意し、これと併せて地域が目指す将来像の実現に貢献するような目標についても設定することが望ましい。

(新設)

(4) 形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

形成計画の目標を達成するために必要となる事業及びその実施主体の検討に当たっては、まず、持続可能な地域公共交通網の形成の観点から、当該形成計画の区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とした上で、目標を達成するために提供されるべき公共交通サービスの全体像を明らかにすることが重要である。具体的には、目標を達成する上で必要となる路線、航路や区域（以下「路線等」という。）を明確化するとともに、各路線等における運行形態、運行頻度や運賃などのサービス水準の目安を設定することが考えられる。その上で、これらの公共交通サービスを実現するために必要な事業及びその実施主体を整理し、形成計画に記載することとする。

その際には、新たに実施する事業や公的支援を伴う事業のみならず、既存路線の維持といった継続的な取り組みや、公的支援を伴わない民間事業者による自主事業も含めて、形成計画の目標達成のために必要となる事業を可能な限り網羅的に記載することが望まれる。各種事業が相互に連携して相乗効果を創出し、その利便性及び効率性の向上が図られるよう、地域の関係者の間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することが重要である。

地域公共交通に関するニーズや課題は多種多様であることから、その活性化及び再生に当たっては、地域特性に応じて多様な交通サービスを組み合わせることに加え、地域の関係者が協働し、地域の実情に応じ創意工夫を凝らして、事業を実施していくことが重要である。このため、形成計画には、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する取組を幅広く盛り込むことが望ましい。具体的には、地域の実情に応じて、コミュニ

(新設)

ティバスや乗合タクシーの運行、地方鉄道の活性化や地域のバス交通のサービス改善等による活性化、地域のニーズに合わせた航路設定や運航ダイヤの改善、地域の創意工夫による地域独自のサービス提供の取組や試行、都市部におけるいわゆるLRTやBRT等の導入、バス、軌道等の走行環境の改善や輸送力の向上、バリアフリー化等のサービスの向上、既存の路線等の再編や他の種類の事業による代替、ICカード及びバスロケーションシステムの導入等、地域の移動手段の確保や利便性の向上のための様々な取組に加え、公共交通の利用促進のための住民や公共交通の利用者、地域の企業や施設等による取組等について定めることが考えられる。

形成計画に定める事業については、その着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとする。なお、当面事業の実施の見込みがない場合にあつては、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、事業が具体化した段階で、形成計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加、修正するものとする。

地域公共交通の持続可能性を確保する観点からは、公共交通機関の利用促進、家用自動車の使い方の見直し等の住民による各種取組や一定の負担も織り込んだ形で、地域公共交通網の形成を図ることが重要である。

なお、事業の検討及び実施に当たっては、三に定める事項にも留意することとする。

(5) 形成計画の達成状況の評価に関する事項

形成計画の達成状況の評価の方法としては、形成計画に定めた数値目標と実績値を比較して行うことが考えられる。ただし、評価に当たっては、地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意する必要がある。

(新設)

評価を行う時期については、原則として計画期間の終了時又は形成計画の見直し時とするが、必要に応じて、中間評価を実施することも考えられる。持続可能な地域公共交通網の形成を図る観点から、評価の結果に基づいて施策の充実等の検討を行うとともに、同計画の見直しに反映することが望ましい。

また、形成計画の目標を着実に達成する観点からは、五に定める事項に留意しつつ、同計画に位置付けられた各種事業の実施状況を適切に管理することが重要である。

(6) 形成計画の期間

計画期間は、五年程度を原則とするが、形成計画の目標として定める内容や地域の実情等を踏まえて、柔軟に設定することを妨げない。また、持続可能な地域公共交通網の形成と一体的に取り組むべき、まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもあるため、形成計画は、同計画の計画期間を超えて中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成することが適当である。

加えて、計画期間中又は計画期間終了時における計画見直しの手順等についても明示することが望ましい。

2 都市計画等との調和

地域公共交通は地域社会全体の価値を向上させるための手段の一つであり、その活性化及び再生は、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野と密接な関係を有する。

このため、形成計画を作成する地域において、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条に規定する立地適正化計画、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四条に規定する観光圏整備計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十

（新設）

2 留意事項

条の三に規定する地方公共団体実行計画など、他の分野の計画が策定されている場合には、形成計画にその旨を明示し、これらの計画との連携を図るべき旨を地域の関係者が十分に共有した上で、取組を行うことが望ましい。

とりわけ、公共交通は「都市の装置」として重要なものであり、都市の将来像の骨格を形成するという観点から、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画との調和の確保に留意するとともに、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三に規定する港湾計画との調和を確保しなければならないことに留意する必要がある。

（削除）

（削除）

（1）

連携計画の目標

地域公共交通の活性化及び再生を図るためには、地域の関係者が総合的かつ一体的に施策を推進する必要があることから、各関係者間で共通認識が形成されることが重要であり、連携計画には、地域の実情に応じて、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

（2）

連携計画の区域及び対象

当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とする。市町村の区域が一定の目安になるが、交通圏が複数の市町村にまたがる場合や一市町村に複数交通圏が存在する場合もあり、具体的な区域は地域の実情に応じて地域の関係者が判断することになる。

(削除)

(削除)

(削除)

連携計画策定の検討に当たっては、個別の輸送形態間の連携・横断的な観点から検討することが求められるが、連携計画に定める事業については、地域の実情を踏まえ、地域の自主的な判断に基づき、単一の輸送形態のみを連携計画の対象とすることを妨げない。

各種事業間の連携

地域公共交通の活性化及び再生に係る各種事業が相互に連携して相乗効果を創出し、その利便性の向上が図られるよう、地域の関係者間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することとする。

(4) 都市計画との調和等

連携計画の策定に当たっては、公共交通は「都市の装置」として重要なものであり、都市の将来像の骨格を形成するという観点から、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画との調和の確保に留意するとともに、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項に規定する港湾計画との調和を確保し、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即したものとしなければならぬことに留意する必要がある。

(5) 事後評価

市町村は、連携計画が作成された後も、地域公共交通の現状について把握、分析を行うとともに、協議会の活用等により、連携計画

3 協議会

協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。

このため、形成計画の作成及び実施に関する協議に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましい。

(1) 協議会の構成員

形成計画を作成する地方公共団体、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。地方公共団体の内部においても、交通部のみならず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等を管轄する幅広い部局からの参画が期待されるほか、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方を検討するためには、日頃から当該交通を利用し、その実情をよく知る者の参画が欠かせない。

また、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、協議会を組織するに当たっては、学識経験者等の地域公共交通の活性化及び再生について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。

3 協議会

に位置付けられた事業の成果について評価を行い、必要に応じて、連携計画の見直しを行うことが望ましい。

協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。

このため、連携計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましい。

(1) 協議会の構成員

連携計画を作成する市町村、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。

また、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、協議会を組織するに当たっては、学識経験者等の地域公共交通の活性化及び再生について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。

協議会の構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加することができ、地域の実情に応じて必要な構成員を追加することにより、本法に基づく協議会に道路運送法に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務手続に係る負担の軽減を図ることが可能である。

なお、地域の公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、協議会を組織する地方公共団体から形成計画の作成及び実施に関する協議を行う旨の通知を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこととされていることに留意する必要がある。

(2) 留意事項

協議会における運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとされていることに留意する必要がある。

また、協議会においては、地域の目指すべき将来像や、形成計画の目標を達成する上で必要な公共交通サービスの水準等について、可能な限り具体的に協議が行われることが期待される一方、当該協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要がある。このため、公共交通事業者の個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について協議する場合に

(2) 留意事項

協議会における運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

は、地方公共団体が個々の公共交通事業者との間で個別に協議を行うこととする。

なお、形成計画の円滑な作成が行われる等の協議会の適切な運営のため、国及び都道府県から、必要な助言を受けることができる。

三 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項

1 地域公共交通特定事業について

地域公共交通特定事業としては、具体的には、軌道事業、バス事業、海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、事業構造の変更を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための

なお、連携計画の円滑な作成が行われる等の協議会の適切な運営のため、国及び都道府県から、必要な助言を受けることができる。

三 地域公共交通特定事業その他の連携計画に定める事業に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

地域公共交通に関するニーズや課題は多種多様であることから、その活性化及び再生に当たっては、地域の関係者が協働で、地域の実情に応じ創意工夫を凝らして、事業を実施していくことが重要である。このため、連携計画に定める事業については、コミュニティバスや乗合タクシーの運行、地方鉄道の活性化や地域のバス交通のサービス改善等による活性化、地域のニーズに合わせた航路設定や運航ダイヤの改善、地域の創意工夫による地域独自のサービス提供の取組や試行、都市部におけるいわゆるLRTやBRT等の導入、軌道事業やバス等の走行環境の改善や輸送力の向上等のサービスの向上、公共交通の乗継ぎの改善等、地域の移動手段の確保や利便性の向上のための様々な取組に加え、公共交通の利用促進のための住民や公共交通の利用者、地域の企業や施設等による取組等、その活性化及び再生を図るために地域の関係者が必要と認めるあらゆる事業について定めることができることとする。

2 地域公共交通特定事業について

地域公共交通特定事業としては、具体的には、軌道事業、バス事業、海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、公共交通の乗継ぎの円滑化を図る乗継円滑化事業、事業構造の変更を行うことにより旅客鉄

鉄道事業再構築事業、廃止の届出がされた鉄道事業の再生を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業、地域交通の再編を促すため路線等の編成や事業内容の変更等を行う地域公共交通再編事業がある。持続可能な地域公共交通網の形成を図る観点から、各々の事業の特性や、地域における公共交通の利用状況、他の公共交通事業への影響、人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、形成計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、同計画に記載するものとする。

(1) 実施計画の認定

形成計画において、地域公共交通特定事業に関する事項が定められたときは、当該事業を実施しようとする者は、当該形成計画に即して当該事業を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣に対し、同計画の認定を申請することができる。

実施計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、一に掲げる目標を実現し、地域における持続可能な地域公共交通網の形成に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断する。また、当該実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであることが求められているところ、とりわけ、地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の認定に当たっては、同計画の基礎となっている形成計画について、二に掲げる基本的な方針に沿って作成されているかどうかを踏まえ、判断することとする。

あわせて、実施計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、地域公共交通特定事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査する。

これらの点に加え、当該地域公共交通特定事業の実施のために鉄

道事業に係る路線における輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業、廃止の届出がされた鉄道事業の再生を市町村等の支援により図る鉄道再生事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について連携計画に記載するものとする。

道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に適合するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査する。

(2) 軌道運送高度化事業に関する留意事項

軌道運送高度化事業については、新たに軌道を整備する場合のみならず、既に軌道事業が営まれている路線で軌道運送高度化事業を実施する場合においても、地方公共団体、軌道経営者、道路管理者等が一体となって、快適性、走行性に優れ、低床化されているなど乗降の円滑化が図られた車両の導入、走行環境の改善、停留所周辺における乗降の円滑化等の確保・向上に努め、ハード及びソフト施策を総合的かつ一体的に実施することが望ましい。

(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項

道路運送高度化事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者、公安委員会等（以下「道路管理者等」という。）が講ずる道路交通の円滑化に資する措置が行われることが必要であり、また、連節バスの導入に当たっては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、国及び道路管理者等の連携及び協力を得ることが円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行う必要がある。

(4) 海上運送高度化事業に関する留意事項

海上運送高度化事業については、海上運送事業の運送サービスの質の向上に加え、陸上の公共交通との円滑な乗継ぎを組み合わせなければ、地域のニーズを満たすことができない場合も多いことから、当該事業の実施と併せた、陸上の公共交通の再編や利便性向上策も実施することが望ましい。また、運航に多くの燃料油を消費する海上運送事業の特性を踏まえ、新たな船舶の導入に際しては、経済性の向上及び環境負荷の低減にも留意することが必要である。

なお、軌道運送高度化事業については、新たに軌道を整備する場合のみならず、既に軌道事業が営まれている路線で軌道運送高度化事業を実施する場合においても、市町村、軌道経営者、道路管理者等が一体となって、快適性、走行性に優れ、低床化されているなど乗降の円滑化が図られた車両の導入、走行環境の改善、停留所周辺における乗降の円滑化等の確保・向上に努め、ハード及びソフト施策を総合的かつ一体的に実施することが望ましい。

(新設)

(新設)

(5) 鉄道事業再構築事業に関する留意事項

鉄道事業再構築事業については、その実施に際し、単に旅客鉄道事業の収支状況が厳しいものであることのみならず、当該旅客鉄道事業者の鉄道事業全体としての経営状況、当該旅客鉄道事業者による利用促進に向けた取組、地域の関係者による輸送の維持を図るための取組状況といった当該路線をめぐる歴史的経緯等の個別の事情を総合的に勘案する必要がある。その際、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一号に規定する新会社の路線については、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号）に留意する必要がある。

(6) 鉄道再生事業に関する留意事項

鉄道再生事業については、廃止届出がされた鉄道事業の全ての再生を図ろうとするものではなく、地方公共団体等の具体的な支援方針及びこれを踏まえた鉄道事業者の経営判断を前提に、費用負担のあり方を含め、協議対象事項について両者の間で合意がなされた場合に、当該事業の実施が可能となること、また、鉄道再生事業に係る協議に際しては、効率的な運営により可能な限り迅速に結論が得られるべく双方が努力する必要があることに留意する必要がある。

(7) 地域公共交通再編事業に関する留意事項

地域公共交通再編事業については、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、コンパクトなまちづくり等の地域戦略との一体性を確保しつつ、都市機能へのアクセスを確保するための

鉄道事業再構築事業については、その実施に際し、単に旅客鉄道事業の収支状況が厳しいものであることのみならず、当該旅客鉄道事業者の鉄道事業全体としての経営状況、当該旅客鉄道事業者による利用促進に向けた取組、地域の関係者による輸送の維持を図るための取組状況といった当該路線をめぐる歴史的経緯等の個別の事情を総合的に勘案する必要がある。その際、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一号に規定する新会社の路線については、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号）に留意する必要がある。

また、鉄道再生事業については、廃止届出がされた鉄道事業の全ての再生を図ろうとするものではなく、市町村等の具体的な支援方針及びこれを踏まえた鉄道事業者の経営判断を前提に、費用負担のあり方を含め、協議対象事項について両者の間で合意がなされた場合に、当該事業の実施が可能となること、また、鉄道再生事業に係る協議に際しては、効率的な運営により可能な限り迅速に結論が得られるべく双方が努力する必要があることに留意する必要がある。

その際、地域における公共交通の利用状況や、他の公共交通事業への影響等、当該地域の实情に照らして総合的に検討し、連携計画の作成及び事業実施を確実かつ円滑に行う必要がある。

（新設）

幹線交通の形成とサービスの充実、中心部における循環型の公共交通網の形成、幹線交通と連絡した支線交通の形成と交通結節点の整備による乗継円滑化、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど多様な交通サービスの導入等を、住民の協力を含む関係者の連携の下、図っていくことが期待される。

地方公共団体は、再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の二第三項に規定する特定旅客運送事業者等（以下「特定旅客運送事業者等」という。）の全ての同意を得なければならないこととされていることに留意する必要がある。持続可能な地域公共交通網の形成を図る観点からは、実際の運行を担う交通事業者からの同意を得ることはきわめて重要であり、その意向を無視することがあってはならない。他方、特定旅客運送事業者等においては、地域の関係者による取組に対して、可能な限り前向きに協力することが期待される。正当な理由なく地方公共団体からの同意要請を拒否し、地域公共交通の再編を阻害することがあってはならない。地域公共交通の再編に向けて、地方公共団体と特定旅客運送事業者等が緊密に連携して取り組むことが重要である。

なお、再編実施計画の策定に向けた協議においては、二3(2)で述べたとおり、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要がある。地方公共団体が再編実施計画を定めようとするときは、個々の特定旅客運送事業者等との間で個別に同意を得なければならない。

また、地域公共交通再編事業の実施期間中に、当該事業の実施区域において新たに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十一条に規定する特定旅客運送事業等を営もうとする者が現れた場合には、当該者の協議会への参加を促すとともに、再編実施計画を見直し、当該者も事業の実施主体として位置付けることが望ま

し。

一方で、認定を受けた地域公共交通再編事業の実施区域において新たに一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者等からの事業許可等の申請があった場合には、国土交通大臣は、当該事業の許可等に際し、再編実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないか審査することとしている。

さらに、国土交通大臣は、当該新規参入をした一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、その事業の経営により当該再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

2| その他留意事項

地方公共団体は、形成計画に定めようとする事業について、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会及び住民、公共交通の利用者等と十分に協議し、その意向等を踏まえるとともに、事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、形成計画の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。

形成計画作成後、形成計画に定められた事業が早期に、かつ、当該形成計画の目標に沿って順調に進展するよう、地方公共団体は、事業

3| 留意事項

市町村は、連携計画に定めようとする事業について、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会及び住民、公共交通の利用者等と十分に協議し、その意向等を踏まえるとともに、事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、連携計画の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないとされていることに留意する必要がある。

連携計画に定める事業については、その着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとする。なお、当面事業の実施の見込みがない場合にあつては、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、事業が具体化した段階で、連携計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加、修正するものとする。

連携計画作成後、連携計画に定められた事業が早期に、かつ、当該連携計画の目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施

の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との協議及び連絡調整等に努めることとする。

なお、形成計画に定められた事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全について配慮する必要がある。

形成計画に位置付けられた地域公共交通は、地域の目指すべき将来像を実現するために必要な公共財としての側面を有するものであり、これに対する支援は、民間事業に対する支援にとどまらず、地域社会に対する支援という側面があることに留意して、国による支援に加え、地方公共団体も支援を充実させることが期待される。また、地域公共交通を維持・充実させることは、まちづくり、観光振興等の地域振興施策、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野でも大きな効果をもたらすことを踏まえ、多様な主体が連携して支援を行うあり方について検討を行うべきである。

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

近年の技術の進歩等の結果、鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスが出現しつつあるが、こうした運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業を新地域旅客運送事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

このため、新地域旅客運送事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、観光交流の促進による地域活性化や温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減、交通空白地帯の解消、乗継ぎに対する抵抗感の解消による公共交通の円滑化等、当該事業の目標を可能な限り明確に記載することとする。

事業計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コ

状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整等に努めることとする。

なお、連携計画に定められた事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全について配慮する必要がある。

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

近年の技術の進歩等の結果、鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスが出現しつつあるが、こうした運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業を新地域旅客運送事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

このため、新地域旅客運送事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、観光交流の促進による地域活性化や温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減、交通空白地帯の解消、乗継ぎに対する抵抗感の解消による公共交通の円滑化等、当該事業の目標を可能な限り明確に記載することとし、事業計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、地域の実情に適切に対応した

スト等を踏まえて、一、二に掲げる目標を実現し、地域における持続可能な地域公共交通網の形成に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断する。また、当該事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであることが求められる。

あわせて、事業計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、新地域旅客運送事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査する。

これらの点に加え、当該新地域旅客運送事業の実施のために鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に合致するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査する。

その他、新地域旅客運送事業の実施に当たっては、安全の確保、環境の保全その他の適切な実施を図る観点から、関係法令に適合する必要がある。

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

形成計画の着実かつ効果的な実現を図るためには、同計画に掲げた数値目標の達成状況を評価するだけでなく、同計画に位置付けられた各種事業の実施状況を把握し、事業が効果的・効率的に実施されているかどうかを定期的に評価することが重要である。形成計画の達成状況の評価は、原則として計画期間の終了時又は同計画の見直し時としているのに対し、同計画に基づく各種事業の評価については、より短期的かつ定期的に行うことが望ましい。

具体的な評価方法としては、ICカード等の技術も活用しつつ、平均乗車密度や収支、利用者満足度等を測定し、サービスの効率性や品質を評価すること等が考えられる。可能な限り定量的に評価を行うことが重

効率的な運送サービスであるかどうか判断することとなる。

また、新地域旅客運送事業の実施に当たっては、安全の確保、環境の保全その他の適切な実施を図る観点から各事業法をはじめその他の関係する法令に適合する必要がある。

(新設)

要であるが、サービスの効率性や品質の向上自体が目的ではなく、形成計画の目標を効果的・効率的に達成するための手段である点に留意する必要がある。各種事業が効果的・効率的に実施されておらず、形成計画の目標の達成を阻害している場合には、事業の実施方法を見直し、改善を図る必要がある。一方、各種事業が十分に効果的・効率的に実施されているにもかかわらず、形成計画の目標が達成されない場合には、事業内容が同計画の目標に照らして適切でない可能性もあるため、必要に応じて、事業内容そのものを見直すことも重要である。

また、評価に当たっては、地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意する必要がある。

六| その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 関係者の役割

国、地方公共団体、公共交通事業者、住民、公共交通の利用者その他の関係者は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に向けて、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら協力するよう努めることが求められる。

(1) 国の役割

① 地域の取組に対する財政的支援

国は、地域の関係者が一体となって行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。

特に、地域の関係者による真摯な検討と合意の下で策定され、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、国は、重点的に支援することにより、同計画の実効性や同計画に基づく地域の主体的

五| その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 国の役割

(1) 地域の取組に対する財政的支援

国は、地域の関係者が一体となって行う地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。

な取組の持続可能性を高めていくこととする。

② 人材育成及び情報提供

国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及びその導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努めるとともに、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材の育成に努めることとする。

加えて、地域公共交通を担う人材である運転者等の確保については、基本的には事業者の努力によるべきものであるが、国としても、これらの取組をサポートし、他の事業者への普及を進めていくことが必要である。

③ 技術開発の推進

国は、地域の関係者との適切な役割分担の下、地域のニーズを踏まえ、利便性・快適性の向上、コストの低減化、技術の標準化、実用化等のための技術開発の推進に努めることとする。

また、これらの地域公共交通の技術の普及を促進するため、地域の関係者に対して積極的な情報提供を行うこととする。

④ 安全の確保

公共交通の安全の確保は、地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での前提であり、国は、鉄道事業、軌道事業、道路運送事業、海上運送事業に係る各事業法の的確な運用等により、その安全の確保を図ることとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、国と連携しつつ、各市町村の区域を越えた広域的な観点から、地域の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するための検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な

(2) 人材育成及び情報提供

国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及びその導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努めるとともに、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材の育成に努めることとする。

(3) 技術開発の推進

国は、地域の関係者との適切な役割分担のもと、地域のニーズを踏まえ、利便性・快適性の向上、コストの低減化、技術の標準化、実用化等のための技術開発の推進に努めることとする。

また、これらの地域公共交通の技術の普及を促進するため、地域の関係者に対して積極的な情報提供を行うこととする。

(4) 安全の確保

公共交通の安全の確保は、地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での前提であり、国は、鉄道事業、軌道事業、道路運送事業、海上運送事業に係る各事業法の的確な運用等により、その安全の確保を図ることとする。

2) 都道府県の役割

都道府県は、国と連携しつつ、各市町村の区域を越えた広域的な観点から、地域の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するための検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な財政的

財政的支援、人材育成、情報提供、助言等を講ずることとする。

また、都道府県は、地域の関係者による取組に対する側面的な支援だけでなく、公共交通網を形成すべき生活圏の単位が複数の市町村にまたがり、広域的な観点から地域公共交通の活性化及び再生の取組が求められる場合には、地域の関係者と十分に調整を図りつつも、市町村と共同して形成計画を作成するなど、主体的・主導的に取り組むことも必要である。その際、地域の実情の変化を踏まえ、継続的な検討を行い、臨機応変に対応していくこととする。

さらに、地域公共交通に関する財政的基盤や組織・体制が十分でない市町村に対しては、都道府県の支援が不可欠であり、国とも連携しつつ、積極的に支援していくことが望まれる。

(3) 市町村の役割

市町村は、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、また、他の市町村や都道府県と連携して、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、また、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととする。

特に、公共交通網を形成すべき生活圏の単位が複数の市町村にまたがる場合は、他の市町村や都道府県と共同して形成計画を作成するなど、広域的な観点に立って取り組むことが求められる。

また、地域の関係者の信頼を得ながら、このような取組を効果的に実施していくためには、地域公共交通を専門的に担当する職員や、幅広い部局から職員が参画する横断的なプロジェクトチームを置くことも意義が大きい。

(4) 公共交通事業者の役割

公共交通事業者は、協議会等における協議に積極的に参画すると

支援、人材育成、情報提供、助言等を講ずることとする。

また、都道府県は、地域の関係者による取組に対する側面的な支援だけでなく、複数の市町村にまたがる広域的な交通圏が形成され、都道府県全域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生の取組が求められる場合には、地域の関係者と十分に調整を図りつつも、主体的・主導的に取り組むことも必要である。その際、地域の実情の変化を踏まえ、継続的な検討を行い、臨機応変に対応していくこととする。

さらに、地域公共交通に関する財政的基盤や組織・体制が十分でない市町村に対しては、都道府県の支援が不可欠であり、国とも連携しつつ、積極的に支援していくことが望まれる。

3) 市町村の役割

市町村は、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、また、他の市町村と連携して、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、また、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととする。

4) 公共交通事業者の役割

公共交通事業者は、利用者の視点に立ち、地域において合意がなさ

ともに、利用者の視点に立ち、地域において合意がなされた取組を着実に実施し、自ら又は他の公共交通事業者と連携して提供する運送サービスの質の向上に努めることとする。

その際、自らの運送サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便のさらなる向上の観点から、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

また、公共交通事業者は、ICカード等の技術も活用しつつ、より詳細な利用実態や潜在的な需要の把握をはじめとして、従来行ってきた事業のやり方にとらわれず、地域公共交通の利用減少を食い止め、回復していく取組を展開するよう努めることとする。あわせて、こうした取組が利用者、地方公共団体等の関係者に理解されるよう説明や周知に努め、必要に応じ、地方公共団体に対して、形成計画の作成又は変更を提案していくことが期待される。

加えて、地域公共交通のあり方の検討に必要な情報・データを関係者間で適切に共有することは合意形成の基盤となるため、個人情報及びプライバシーの保護に配慮しつつ、そのような情報・データを積極的に提供することが求められる。なお、提供を受けた地方公共団体等は、公共交通事業者の競争上の地位その他正当な利益を害さないよう、当該情報・データを適切に取り扱うこととする。

(5) 住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割

住民や公共交通の利用者は、運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に向けた検討に参加するとともに、公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の醸成、さらには

れた取組を着実に実施するとともに、自ら又は他の公共交通事業者と連携して提供する運送サービスの質の向上に努めることとする。

その際、自らの運送サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便のさらなる向上の観点から、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

5) 住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割

住民や公共交通の利用者は、運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、地域公共交通の活性化及び再生に向けた検討に参加するとともに、公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の醸成、さらには、住民による公共交通の維持・運営等、それを支える

、住民による公共交通の維持・運営等、それを支える取組を行うよう努めることが求められる。また、住民や公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の地域の企業や施設についても、その活性化及び再生を支える担い手として、積極的に取り組むよう努めることが求められる。

2 | 関連する施策との連携

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に当たっては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化その他のまちづくりをはじめとして、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要である。

国においては、地方の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を図っていくことを念頭に置きつつ、国土交通省のみならず、これらの施策に係る府省の連携の下、総合的な支援を講じていくこととする。とりわけ、本省及び地方支分部局の双方において、まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体に助言等を行うっていくことをより一層推進する。

地方公共団体においては、地方の総合行政を担う立場から、まちづくり、観光振興その他の観点を踏まえながら、これまで連携が十分でなかった分野を含め、関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に施策を実施していくことが期待される。

このような取組を通じて、地域公共交通の活性化及び再生を図り、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能で活力に満ちた地域社会の実現を目指していくことが必要である。

取組を行うよう努めることが求められる。また、住民や公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の地域の企業や施設についても、その活性化及び再生を支える担い手として、積極的に取り組むよう努めることが求められる。

(新設)